

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する
条例

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年 6 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 4 1円31銭」を「5 8 6円88銭」に改める。

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年 9 月天理市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。